

## 北九州技術センター 年末年始労働災害防止強調期間活動計画

## I. 活動の趣旨

<p>本期間は年末年始の慌ただしさと安全意識が低下し、災害が多発する傾向にあるため、重点的に安全活動を推進することを目的とし定められているもので、今年で54回目を迎えます。</p> <p>当センターでは、年間重点管理方針に則った安全活動を取り組んできました。これまでに休業災害2件（試験設備でサンプリング中に強アルカリ液をこぼし化学熱傷、デッキを降りる際に意識を失い（熱中症）転落）、不休災害4件、軽処置災害12件と発生しています。 【※参考 昨年の災害統計：休業3件、不休1件、軽処置13件】</p> <p>当センターでの休業災害件数は昨年より1件減少しているものの、当社の本年の安全成績は7月に「緊急事態宣言！（災害多発）」を発令したように、非常に悪い状況にあります。発令以降、皆様のご協力のお陰で安定はしてきたものの、予断を許さない状況と考えています。よって、本期間は「緊急事態宣言！」での安全活動の再徹底期間とし取組むものとします。災害の発生原因を分析すると、被災者本人の人的要因もありますが、管理面に起因する災害が多い状況です。作業手順の不備、基本ルールの見逃し・作業手順不履行が散見されます。作業前の手順や作業方法の周知、確実な実行により防げた災害が多く見受けられます。また、これからの年末年始では慌ただしい時期でもあり、安全意識が低下し、さらに災害が多発する傾向にあります。</p> <p>本期間を契機に、今一度本年を振り返り、重点管理方針の周知を含めた実行を徹底し、年末年始での安全活動強化を図りましょう。一人ひとりがしっかりと安全に取組むことで、関係者全員が明るい正月を迎えられるよう「災害ゼロ」を目指しましょう。</p> <p>以上を踏まえ、重点活動事項を下記の通り定め、直・協従業員及び関係事業者へ本重点活動事項の周知徹底を図り、活動期間中の「完全無災害」達成を期して実効ある活動へ展開しましょう。</p>
--

II. 期 間 2024年12月1日～2025年1月15日

III. 活動のスローガン 『 無事故の歳末 明るい正月 』

## IV. 事業所重点活動事項

活 動 事 項	実 施 項 目	実 施 者	対 象 者	場 所	実 施 時 期	
					2024年12月	2025年1月
1. 活動趣旨の啓発	(1) 安全衛生・環境部長メッセージの配信	安全衛生・環境部	直従業員・協事業者	北九州技術センター及び建設現場等	12月2日(月)	—
	(2) 年末年始啓発声掛け ※ピラはメールで配布	総括安全衛生管理者、プラント本部/計画技術部・設計部、労働組合、安全衛生協力会、北九州安全衛生・環境室	直・協従業員	北九州技術センター	12月2日(月)	1月9日(木)
	(3) 安全祈願祭	祭主：総括安全衛生管理者 決意表明:プラント本部/整備部 ゼミ三唱:プラント本部/建設部	参列者：労使・直協	高見神社	—	1月8日(水) 8時
	(4) ポスター、横断幕の掲示	各部門、北九州安全衛生・環境室	—	北九州技術センター及び建設現場等	期間中	
2. 類似災害の再発防止	(1) 昨年から現在までに生じた災害事例を再度周知し危険に対する感度を向上させ、自部門にて類似点がある場合は再発防止対応を総点検する。 1) 今年の当社Grの休業災害を主とした事例が反映されているか <b>チェックリスト</b> で確認しフォローする。 2) 日々のKY、節目のKYおよび朝礼、安全大会での過去災害DB（SAGUR）の活用を推進する。 3) デジタルサイネージを活用した安全情報の展開（過去災害再現動画、安全教育啓発動画等） (2) 工事計画審議やリスクアセスメントは店社幹部（室長以上）が必ず参画し <b>対策の漏れを防ぐ</b> 。 1) 安全衛生審査会の確実な実施および審査会での法令・社内ルール準拠の確認を徹底し、 <b>リスクアセスメント</b> を実施する。 2) <b>作業手順の周知会</b> を作業員全員に実施する。 3) 工事計画の際に <b>節目のKY</b> の実施時期、作業変更ルールを定める。 4) 管理・監督者は節目のKYを確実に実施し、作業変更・予定外作業発生時には、定められたルールに基づき、RA・KYを実施する。 (3) <b>店社の管理者層は期間活動中での安全パトロール</b> を必須活動事項とする。 管理・監督者は期間活動中に安全パトロールを実施し、一人ひとりの危険意識の持ち方と、行動場面での啓発意識に努める。 1) 安全パトロールおよび現場巡視時は、現地現場で、過去災害事例に基づいたチェックリストを用い、実行状況を確認する。 特に、「墜落・転落」・「有害物質<ガス、高温など>接触防止」・「酸欠防止」・「土砂崩壊防止」・「手元工具」に対する危険作業の排除を徹底する。	作業所長 施工管理者 協力会社現場管理者 チェックリスト作成：北九州安全衛生・環境室	直・協従業員	建設現場等	期間中	
3. 安全設備等の適正な設置の確認	(1) <b>高所・開口部からの墜落・転落防止</b> 設備の確認。 1) 高所作業の計画においては、開口部および開口部近傍での作業について、漏れなく <b>墜落・転落防止措置</b> （囲い、手摺、覆い、防網、安全帯取付設備等）、 <b>飛来・落下防止措置</b> （立入禁止措置、落下防止ネット、養生シート等）を計画することを指導する。 2) 足場計画においては、標準規格（枠組み・単管）・標準図から逸脱する足場は、必要に応じて構造図や構造計算書を含む詳細計画を確実に行わせ安全性を確認する。 3) 作業状況の変化を現場・現物で確認した上で、適応した対策を行うことを指導する。 4) <b>足場点検</b> は確実に実施する。足場の点検者を指名し、墜落防止対策を重点的にチェックする。 (2) 有害物質<ガス、高温など>・酸欠防止対策の徹底。 1) 有害物質を取扱う作業の計画においては、 <b>SDS</b> を入手し <b>RA</b> を実施する。 2) 有害物質を取扱う作業では、RAに基づき有害物質との接触を防止または最小化し、保護具を使用する場合は、 <b>保護具着用管理責任者</b> を選任し、保護具を管理する。作業にあたっては関係者へRAの結果の周知を行う。有機溶剤、特定化学物質を取扱う場合は、 <b>作業主任者</b> を選任し、作業の方法の決定、作業の指揮、保護具の使用状況の監視等を行うと共に、必要な表示を行う。 3) 酸素欠乏危険場所または酸素欠乏のおそれがある場所での作業では、 <b>酸素欠乏危険作業主任者</b> を選任し、作業の方法の決定、作業の指揮、保護具の使用状況の監視等を行うと共に、必要な表示を行う。 <b>作業前には作業環境測定等（酸素・硫化水素濃度）</b> を行わせ記録する。 4) 高温物近傍作業では、作業者の接触を防ぐ防護措置を設ける。高温雰囲気作業では、作業時間管理を行い熱中症防止を行う。 (3) 土砂崩壊防止設備の確実な設置。 1) 掘削作業を行う場合は調査を行い、掘削面の高さが2 m以上の場合は地山の掘削作業主任者を選任し、作業の方法の決定、作業の指揮、保護具の使用状況の監視等を行うと共に、必要な表示を行う。また点検者を指名し、作業前・悪天候後の点検を行う。掘削の深さが 1.5m超の場合には、土留工を検討する（建設工事公衆災害防止対策要綱（土木工事編））。 2) 土止め支保工を設ける場合は、土止め支保工作業主任者を選任し、作業の方法の決定、作業の指揮、保護具の使用状況の監視等を行うと共に、必要な表示を行う。支保工設置後は7日を超えない期間ごと・悪天候後の点検を行う。	作業所長 施工管理者 協力会社現場管理者	直・協従業員	建設現場等	期間中	
4. 不安全行動の撲滅	(1) <b>安全コミュニケーションの推進（施工管理者から作業員への積極的な声掛け）</b> 。 管理・監督者は声掛け・対話型パトロールを実施する。 ・安全パトロールでは、安全行動に対する善い声掛けを意識する（しっかりと安全帯を掛けてくれているね！等） ・声掛けは挨拶・雑談から入るようにして、ねぎらい・感謝の言葉（暑い中お疲れさま等）を意識する。 ・問いかけから始めて作業内容のリスクを聴きだすことを意識する。 ・不安全行動・不安全状態のみでなく、不安全行動誘発する状態・不安全行動の痕跡を想像して見つけることを意識する。 (2) 指差確認（ひと呼吸運動・AAO活動など）を全員に周知徹底しリスク（危険）を意識する。 1) 安全大会等を通じ、不安全行動防止に向けた啓発を実施 2) 指差し呼称の実践と作業行動直前の安全確認を実施する。（DSコンテンツ等を活用し啓発） 3) 危険予知（KY）活動強化にて災害リスクを抽出し危険作業の排除を指導する。 ・管理監督者は、積極的にKYに参加し指導する。 ・作業前に「一人KY実践カード」を活用した一人KYの実施と、作業の安全確認・点検を確実に行う。 ※一人KY徹底のため、TBM時に一人KYカードを掲げ、安全唱和などにより携帯を促す。	安全衛生・環境部、各部門長 作業所長 施工管理者 協力会社現場管理者	直・協従業員	建設現場等	期間中	
5. 健康維持増進活動の推進	(1) 働きやすい職場づくりを目指し社員のストレス状況改善に努める。 1) ライン管理者はストレスチェックフィードバックを基に対話等によりフォローを行う。 2) 朝の体操および積極的かつ意識した挨拶の励行。 3) 気軽に相談できる健康相談窓口の周知キャンペーン実施。 デジタルサイネージ、メール配信による窓口の再案内。 (2) 心身の健康情報提供と健康維持・増進指導を充実する。 1) デジタルサイネージ等による情報配信と啓発 2) 健康チャレンジの継続を促進 (3) インフルエンザ等感染防止対策を継続する。 体調管理と手洗い・うがいの励行、必要に応じて予防接種やマスク着用を励行する。	各部門、北九州安全衛生・環境室 人事業務プロセス改革室	直・協従業員	北九州技術センター 及び建設現場等	期間中	